

4月定例教育委員会会議

(議 案)

報告第 1 号

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員の解嘱について

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員の解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 臨時代理年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
藤高 学	美祢市立美東中学校校長	

報告第 2 号

美祢市学校運営協議会委員の委嘱について

美祢市学校運営協議会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則(平成 20 年美祢市教育員会規則第 5 号)第 4 条第 1 項の規定により、下記の通り臨時に代理したので、同上第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

大嶺中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
藤本 博文	地域代表	新任
波佐間 多美枝	大嶺小地域コーディネーター	
内海 満夫	大嶺小学校 PTA 会長	
羽根 一孝	美祢市社会福祉協議会地域福祉課長	
濱田 康子	地域学校協働活動推進員	
沓野 正臣	麦川小 PTA 会長	新任
大田 勝征	前小ネットワーク委員	
阿部 頼江	令和 7 年度学校運営協議会委員	
谷本 大和	豊田前小 PTA 会長	新任
山田 悦子	於福小学校 学校運営協議会会長	

笹尾 透	於福小地域コーディネーター	
小林 貴恵	於福小 PTA 会長	新任
竹山 勝巳	大嶺中学校区学校運営協議会会長	
三吉 博史	大嶺中学校 PTA 会長	
来住 幸一	地域学校協働活動推進員	

美東中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
堀田 健二	美東支部子ども会育成連絡協議会会長	
栗栖 剛	美東中育友会副会長	新任
櫛崎 和美	大田ふるさと振興会長	
新藤 祐子	地域学校協働活動推進員	
小田村 宏	元長登銅山文化交流館長	
山中 日出男	元学運協副会長	
松岡 稔	地域学校協働活動推進員	
兼重 勇	元学運協副会長	
井上 大地	美東中学校育友会長	新任
福永 章吾	美東小学校 P T A 会長	新任
宇野 勇氣	元美祢市教育委員会事務局 教育創生監	新任

秋芳中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
藏本 隆博	秋芳町地域文化研究会会長	
笹原 伸一	秋芳中学校 P T A 会長	新任
小田 玲奈	秋吉小学校 P T A 会長	新任
篠田 千絵	秋芳桂花小学校 P T A 会長	新任

前田 耕次	草炎太鼓の発展と継承の会会長	
田原 幹男	学識経験者（元小学校長）	
河村 富巳男	美祢市スポーツ推進委員	新任
篠田 幸恵	学童保育支援員	
渡邊 優子	秋吉保育園園長	
利重 佳子	秋芳桂花保育園園長	
金石 芳朗	学識経験者（元美祢青嶺高等学校校長）	新任

報告第3号

美祢市教育支援委員会委員の委嘱について

美祢市教育支援委員会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1号の規定により、下記のとおり臨時で代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和8年4月1日
- 2 委員の任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委員の氏名

氏名	所属	備考
山本 健作	大嶺小学校 校長	
山田 文明	大嶺中学校 校長	
木下 真弓	大嶺小学校 地域コーディネーター	
吉山 仁美	美東小学校 教諭	
重原 杏里	大嶺中学校 教諭	新任
中原 敬子	山口県立宇部総合支援学校 地域コーディネーター	新任
柳井 早苗	ダイケアセンターコアラハウス 指導員	
三宅 修治	山口県立宇部総合支援学校 美祢分教室 教頭	

報告第 4 号

美祢市社会教育委員の解嘱について

美祢市社会教育委員の解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 臨時代理年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
松村 淳	美祢市小学校校長会	

報告第 5 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱について

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 号の規定により、下記のとおり臨時で代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 委員の任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 3 委員の氏名

大嶺公民館

氏 名	所 属	備 考
山田 文明	美祢市立大嶺中学校校長	
山本 健作	美祢市立大嶺小学校校長	

伊佐公民館

氏 名	所 属	備 考
渡辺 義征	美祢市立伊佐中学校校長	

豊田前公民館

氏 名	所 属	備 考
福江 大幸	美祢市立豊田前小学校校長	

於福公民館

氏 名	所 属	備 考
杉山 武	美祢市立於福小学校校長	

厚保公民館

氏 名	所 属	備 考
赤間 鈴世	美祢市立厚保中学校校長	

別府公民館

氏 名	所 属	備 考
中西 淳	美祢市立秋芳桂花小学校校長	

秋吉公民館

氏 名	所 属	備 考
中原 育代	美祢市立秋吉小学校校長	

報告第 6 号

美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員の任命について

美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員の任命について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 号の規定により、下記のとおり臨時で代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 委員の任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 3 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
中原 育代	美祢市立秋吉小学校校長	
宮川 聡美	美祢市立秋芳中学校校長	
宮村 和幸	山口県立美祢青嶺高等学校校長	

報告第7号

美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員の解嘱について

美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員の解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

記

1 臨時代理年月日 令和8年3月31日

2 委員の氏名

氏名	所属	備考
藤高 学	美祢市立美東中学校校長	

報告第 8 号

美祢市史跡長登銅山跡保存活用計画策定委員会委員の解嘱について

美祢市史跡長登銅山跡保存活用計画策定委員会委員の解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 臨時代理年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
藤高 学	美祢市立美東中学校校長	

議案第 23 号

美祢市立小学校の廃止について

下記のとおり美祢市立小学校を廃止したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

名 称	位 置	廃止年月日
美祢市立麦川小学校	美祢市大嶺町奥分 1960 番地	令和 9 年 3 月 31 日

議案第 24 号

美祢市立麦川小学校統合協議会設置要綱の制定について

美祢市立麦川小学校統合協議会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立麦川小学校統合協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 美祢市立麦川小学校と美祢市立大嶺小学校の円滑な統合を図るため、美祢市麦川小学校統合協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 統合年度に関する事。
- (2) 統合校の通学上の安全確保に関する事。
- (3) 統合校の学校運営に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項に関する事。

(委員の構成)

第 3 条 協議会の委員は 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校教職員の代表者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この告示の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第5条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

議案第 25 号

美祢市立学校職員服務規程の一部改正について

美祢市立学校職員服務規程（平成 20 年美祢市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

美祢市立学校職員服務規程（平成 20 年美祢市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項に次のただし書きを加える。

ただし、職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可については、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

美祢市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

美祢市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、部活動の地域展開に伴い、美祢市立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 12 月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条又は教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 17 条の規定により、美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職兼業の許可を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

第 2 条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び申請書に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定により申請書及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、次条第 1 項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書及び添付書類に地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書（別記様式第 2 号）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による申請及び副申があった場合には、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた兼職兼業の許可を行う。

- (1) 申請が、申請者の意思に反して行われていること。
- (2) 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあるこ

と。

- (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する法定労働時間（原則として 1 日について 8 時間、1 週について 40 時間）を差し引いた時間をいう。）が、単月当たり 100 時間以上となり、又は複数月平均 80 時間を超えることが見込まれること。
- (4) 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること。
- (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあること。
- (6) その他教育委員会教育長が兼職兼業を許可することが適当でないとする事情があること。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書（別記様式第 3 号）により学校長を通じて申請者に許可の通知を行う。

（申請内容の変更等）

第 4 条 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校を変更した場合には、改めて第 2 条第 1 項に基づく申請を行わなければならない。

（許可の取消し）

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼職兼業の許可を取り消す。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 第 3 条第 1 項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (3) 許可を受けた教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合
- (4) その他教育委員会教育長が特に必要と認める場合

（服務）

第 6 条 兼職兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する教職員（以下「兼職兼業教職員」という。）は、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと。（教育公務員特例法第 17 条の規定による許可を受けた場合又は地方公務員法第 35 条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。）
- (2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること。
- (3) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。

（勤務時間の報告）

第 7 条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月初旬に速やかに、地域クラブ活動従事時間報告書（別記様式第 4 号）を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の5日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないように、兼職兼業教職員の学校における勤務時間（教師の場合は在校等時間）と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

（兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約）

第8条 兼職兼業教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

（報酬等）

第9条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることはできない。

2 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

（兼職兼業の申請が不要な場合）

第10条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定に基づく兼職兼業の申請は要しない。

（実態調査）

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。

年 月 日

美祢市教育委員会 様
（学校長経由）

美祢市立 学校
職・氏名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、「美祢市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称
 - (1) 運営団体・実施主体：
 - (2) 地域クラブ活動：

- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容

- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
 - (1) 従事時間 時間／月当たり
 - (2) 従事期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 - (3) 従事内容

- 4 報酬の見込み額
 - 1 時間・月・年 当たり 円

- 5 添付書類
 - (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書（案）の写し
 - (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
 - (3) 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
 - (4) その他（ ）

年 月 日

美祢市教育委員会 様

美祢市立 学校
学校長名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から「地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書」及び添付書類の提出があり、「美祢市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると考えますので、同要綱第2条第2項の規定により副申します。

記

- 1 兼職兼業を希望する教職員の氏名

<備考>

年 月 日

美祢市立 学校
学校長 様

申請者 様

美祢市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、「美祢市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条第2項の規定により通知します。

<備考>

年 月 日

美祢市立 学校長 様

美祢市立 学校
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（ 年 月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、「美祢市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第 7 条第 1 項の規定により報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間
- ② ①と、学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
- ③ ②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として 1 日 8 時間、1 週 40 時間）を差し引いた時間

活動月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年 月	時間	時間 (注 1)	時間	80 時間以内であればチェック→ <input type="checkbox"/> (注 2)

(注 1) ②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。

(注 2) 活動月を含めた直近の 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の③の平均時間が、いずれにおいても 80 時間以内である必要がある。

議案第 27 号

美祢市栄光賞授与要綱の一部改正について

美祢市栄光賞授与要綱（平成24年美祢市教育委員会訓令第2号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年4月28日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市栄光賞授与要綱の一部を改正する訓令

美祢市栄光賞授与要綱（平成24年美祢市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「活動は」の次に「、毎年1月1日から12月31日までに開催された大会、コンクール等で」を加える。

第3条第2項ただし書を削り、同条第3項中「1年度」を「1年」に改める。

第7条中「毎年度」を「毎年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の美祢市栄光賞授与要綱第2条第2項の規定にかかわらず、令和8年2月に開催した栄光賞授与式において栄光賞を授与された者は、令和9年2月に開催する栄光賞授与式にかかる授与対象者とししない。

議案第 28 号

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 主たる使用者が市民の場合 使用期日の 3 か月前から 3 日前まで

(2) 主たる使用者が市民以外の場合 使用期日の 1 か月前から 3 日前まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第 2 条第 2 項の規定により提出されている申請書の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 29 号

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 29 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「使用期日の 7 日前までに教育委員会にスポーツセンター使用許可（変更）申請書（別記様式第 1 号。以下「許可申請書」という。）を」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間にスポーツセンター使用許可（変更）申請書（別記様式第 1 号。以下「許可申請書」という。）を教育委員会に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主たる使用者が市民の場合 使用期日の 3 か月前から 3 日前まで
- (2) 主たる使用者が市民以外の場合 使用期日の 1 か月前から 3 日前まで

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第 4 条第 1 項の規定により提出されている申請書の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 30 号

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程の一部改正について

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成 20 年美祢市教育委員会告示第 2 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程の一部を改正する告示

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成 20 年美祢市教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 主たる使用者が市民の場合 使用期日の 3 か月前から 3 日前まで

(2) 主たる使用者が市民以外の場合 使用期日の 1 か月前から 3 日前まで

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の第 6 条第 2 項の規定により提出されている申請書の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 31 号

美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程の一部改正について

美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程（平成 20 年美祢市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程の一部を改正する告示

美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程（平成 20 年美祢市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 主たる使用者が市民の場合 使用期日の 3 か月前から 3 日前まで

(2) 主たる使用者が市民以外の場合 使用期日の 1 か月前から 3 日前まで

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の第 6 条第 2 項の規定により提出されている申請書の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 32 号

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 8 年 5 月 1 日から施設一体型の校舎が供用開始される日の前日まで

2 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	栗栖 剛	美祢市立美東中学校地域代表	令和 8 年 5 月 1 日	新任
委嘱	森宗さおり	美祢市立美東小学校保護者代表	令和 8 年 5 月 1 日	新任
委嘱	大野 奈穂	美祢市立美東小学校保護者代表	令和 8 年 5 月 1 日	新任
委嘱	山下 徹也	美祢市立美東小学校保護者代表	令和 8 年 5 月 1 日	新任
委嘱	井上 大地	美祢市立美東中学校保護者代表	令和 8 年 5 月 1 日	新任
委嘱	渡壁 誠	美祢市立美東小学校校長	令和 8 年 5 月 1 日	新任
委嘱	末吉 友子	大田保育園つくしんぼの会	令和 8 年 5 月 1 日	新任
委嘱	志賀美智恵	真長田保育園父母の会	令和 8 年 5 月 1 日	新任
解嘱	齋藤 大輔	美祢市立美東中学校地域代表	令和 8 年 4 月 30 日	
解嘱	中田 辰朗	美祢市立美東小学校保護者代表	令和 8 年 4 月 30 日	
解嘱	上川なつき	美祢市立美東小学校保護者代表	令和 8 年 4 月 30 日	

解嘱	小田村 匠	美祢市立美東小学校保護者代表	令和 8 年 4 月 30 日	
解嘱	兼重 享教	美祢市立美東中学校保護者代表	令和 8 年 4 月 30 日	
解嘱	重枝 一美	大田保育園つくしんぼの会	令和 8 年 4 月 30 日	
解嘱	倉重亜衣子	真長田保育園父母の会	令和 8 年 4 月 30 日	

議案第 33 号

美祢市学校運営協議会委員の任命について

下記の者を美祢市学校運営協議会委員に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

伊佐中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
壹岐 公洋	学校運営協議会 会長	
野原 政典	学校運営協議会 副会長・元成進高等学校長	
織田 秀和	伊佐小学校 P T A 会長	新任
岡田 実	伊佐中学校 P T A 会長	新任
作本 照子	伊佐中央幼稚園園長	
池田 幸浩	元伊佐中学校 P T A 会長	
田中 よし子	伊佐児童クラブ指導員	
井村 龍暢	就年寺住職	新任
吉村 昇司	UBE 三菱セメント (株)	
坂田 賢司	宇部マテリアルズ (株)	

厚保中学校区学校運営協議会

氏 名	所 属	備 考
明光院 誠	元PTA会長	
大橋 瑞枝	地域代表	
瓜生 等	宮城教育大学名誉教授	
久保 美智子	保護司 更生保護女性会	
安部 健剛	地域代表	新任
高須 修三	あつ夢プラン会長	
山下 順子	厚保児童クラブ事務局	
金子 直実	地域代表	
山下 奈生子	民生委員・児童委員	
田中 佳子	厚保地区人権擁護委員	新任
金藤 洋介	厚保小PTA会長	新任
藤岡 里美	厚保中育友会副会長	新任

議案第 34 号

美祢市夢をつなぐ特別支援教育サポートチーム委員の委嘱について

下記の者を美祢市夢をつなぐ特別支援教育サポートチーム委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
松岡 勝彦	山口大学教育学部教授	
山本 健作	大嶺小学校 校長	
三宅 修治	山口県立宇部総合支援学校美祢分教室 教頭	
木下 真弓	大嶺小学校 教諭 地域コーディネーター	
中原 敬子	山口県立宇部総合支援学校中等部 教諭 地域コーディネーター	
金原 洋治	かねはら小児科 院長	
栗原 郁子	公認心理士	
徳重 信	美祢市市民福祉部福祉課 障害福祉班 班長	
安倍 悦子	美祢市市民福祉部福祉課 家庭児童相談員	
勝谷 直美	美祢市ことばの教室幼児部 指導員	
柳井 早苗	デイケアセンター コアラハウス 指導員	
天田 直美	特別支援教育連携推進員	

議案第 35 号

美祢市人権教育推進委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市人権教育推進委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
井原 毅	UBE三菱セメント株式会社	新任
棟久 誠也	瀬戸内部品株式会社	新任
藤野 健介	秋芳鉱業株式会社	新任
渡壁 誠	美祢市小学校長会	新任
渡辺 義征	美祢市中学校長会	
宮村 和幸	美祢青嶺高等学校長	
佐々木 靖司	美祢市福祉事務所長	
植田 良子	学識経験者	
高橋 宏典	学識経験者	

議案第 36 号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
安田 一富	美祢市社会教育委員会	
生田 康文	美祢市スポーツ協会	
櫛崎 和美	美祢市ボランティア連合会	
末永 活己	美祢市スポーツ推進委員協議会	
山田 悦子	美祢市社会福祉協議会	
波佐間 敏	美祢ロータリークラブ	
俵 薫	美祢市子ども会育成連絡協議会	
豊田 雅広	美祢市小・中学校 P T A 連合会	
石田 修詳	美祢ライオンズクラブ	
中原 育代	美祢市小学校長会	
歌田 聡	美祢市中学校長会	新任
宮村 和幸	山口県立美祢青嶺高等学校	

千々松 奈美	美祢市文化協会	
杉本 智	美祢市商工会	
守田 昌弘	宇部土木建築事務所美祢支所	
正代 知幸	UBE三菱セメント(株)伊佐鉦山	
坂田 賢司	宇部マテリアルズ(株)美祢工場	
江藤 克己	薬仙石灰(株)	
本山 博之	山口銀行(株)美祢支店	
岡村 考治	利高工業(株)山口工場	
古谷 知義	高山産業(株)	
柴崎 良子	大嶺公民館運営審議会	
壹岐 公洋	伊佐公民館運営審議会	新任
岡崎 堅次	生涯学習のまちづくり於福地区推進協議会	
河本 登	豊田前公民館運営審議会	
馬屋原 眞一	生涯学習のまちづくり厚保地区推進協議会	
齋藤 大輔	赤郷公民館運営審議会	新任
向井 美雪	大田公民館運営審議会	
眞島 徳行	綾木公民館運営審議会	新任
村田 誠也	真長田公民館運営審議会	
俵 克彰	嘉万公民館運営審議会	
下井 克己	別府公民館運営審議会	
野上 勝己	生涯学習のまちづくり秋吉地区推進協議会	

議案第 37 号

美祢市社会教育委員の委嘱について

下記の者を美祢市社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 8 年 8 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
福江 大幸	美祢市小学校校長会	新任

議案第 38 号

美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 9 年 5 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
渡壁 誠	美祢市立美東小学校校長	新任

議案第 39 号

美祢市史跡長登銅山跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市史跡長登銅山跡保存活用計画策定委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 委員の任期 委嘱日から計画が策定される日まで
- 2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
渡壁 誠	美祢市立美東小学校校長	新規